

委託契約書

(以下「甲」という。)と社会福祉法人福岡市社会福祉協議会
(以下「乙」という。)とは、福利厚生共済事業の実施に関して、福岡市民間社会福祉事業
従事職員福利厚生共済制度規程(以下「共済制度規程」という。)に基づき、次のとおり委
託契約を締結する。

(委託業務)

第1条 甲は、福利厚生共済事業の実施に係る業務を乙に委託し、乙は甲からの権限の委任を
受け、すべての契約者から委託された総資産のうちから福利厚生共済事業にかかる業務を行
うものとする。

(委託期間)

第2条 本契約の委託期間は、平成 年 月 日から共済制度規程第6条の規定により、
契約を解除した日までとする。

(委託金)

第3条 甲は、委託金として共済制度規程第11条に規定する額を、乙が発行する納入通知書
により毎月納付するものとする。

2 甲は、委託業務にかかる事務費として、乙に委託した資産の運用益から、共済制度規程第
57条に規定する運営委員会が承認した額を負担するものとする。

(報告)

第4条 乙は、毎年度終了後3ヶ月以内に、甲に対して事業実績報告書及び決算書を提出しな
なければならない。

(資産の管理)

第5条 乙は、甲から委託された資産とその他の資産を区別し、安全かつ有利な方法で管理し
なければならない。

(債務の範囲)

第6条 乙が本契約に基づき、負担する債務については、甲から委託された資産の限度内にお
いて履行の責任を負う。

(積立水準の回復計画)

第7条 財政再計算(財政検証)により、積立水準の不足が明らかになった場合は、乙は積立
水準の回復計画を策定し実施することにより、積立水準の回復に努めなければならない。

2 積立水準回復計画に基づく計画の実施状況について、乙は、甲にすみやかに開示しなけ
らなければならない。

(禁止事項)

第8条 乙は、業務を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

2 乙は、甲からもたらされた個人情報については、福利厚生共済事業以外には使用してはな
らない。

(その他)

第9条 この契約に定めのない事項については、甲・乙協議して定めるものとする。

本契約を証するため、甲、乙記名押印のうえ本書1通を作成し、乙が保有するものとし、甲
は本書の写しを保有する。

平成 年 月 日

甲

印

乙 福岡市中央区荒戸三丁目3番39号
社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会
会長 谷川 浩道

印